

笠松所属調教師・騎手による不正事案(※1)等を踏まえた地方競馬全体で取組む再発防止策(全国公正確保対策推進会議)

別紙2

地方競馬全国協会
令和3年4月23日決定

項目	事項 ※2	発生要因 ※2	地方競馬全体で取組む再発防止策					
			方針	目的	実施主体	対象	方法	実施内容
1. 公正確保に関する調査と指導			(1)調教師・調教師補佐・騎手への聴き取り調査の実施	# 法令遵守、公正確保状況の確認	▶主催者及び地方競馬全国協会(以下「協会」)	▷地方競馬の全調教師・調教師補佐・騎手770名(令和3年4月1日現在)	➢個人面談	・調教師・調教師補佐・騎手に対する競馬法遵守に関する確認書の徴取及び法令遵守、公正確保、主催者への報告義務について指導を実施(速やかに実施)
2. 指導・研修の強化	・調教師、騎手が第三者に依頼し勝馬投票券を購入 ・騎手が騎乗馬の情報を提供し、金員を收受 ・他の騎手からの情報提供に対して調教師・騎手が金員を供与	○公正競馬を担う者としての自覚の欠如 ○法令遵守意識の欠如	(1)調教師・調教師補佐・騎手に対する研修強化	①公正確保、法令遵守徹底	▶主催者及び協会	▷調教師・調教師補佐・騎手	➢現地研修会 ※3	・公正確保全般に関する指導(継続) ・過去の不正事案の事例を参照し、内部の関係者に対する情報漏洩禁止、不正事案等の報告義務についての研修実施(内容強化) ・外部講師によるプロスポーツ界の不正事案に関する研修を実施(新規)
				②主に法令遵守、公正確保	▶主催者	▷調教師・調教師補佐・騎手	➢調教師・騎手研修 ➢訓示会	・時宜にかなったテーマを選択し実施(回数増) \$主に法令遵守、公正確保に沿う内容
				③悪質な行為の再発防止	▶協会	▷制裁ポイント累積騎手、素行不良、重大な違反行為をした調教師・騎手	➢協会に召喚して行う個別研修	・個別研修を実施する違反行為の対象を拡大し、再発防止に資する指導の強化
		(2)きゅう舎関係者が主体となって実施する講習会等の推進、支援	# 法令遵守、公正確保徹底、倫理観の醸成	▶きゅう舎関係者	▷きゅう舎関係者 ※4	➢講習会 ➢勉強会	・公正な競馬施行のための遵守事項について講習会、勉強会を実施(新規) ・一般教養を高める講習会、勉強会を実施(新規) \$上記について協会は、講師を派遣するなどの支援を実施	
		(3)きゅう務員に対する研修強化	# 法令遵守、公正確保徹底	▶主催者及び協会	▷きゅう務員	➢きゅう務員研修会	・法令遵守、公正確保の徹底及びモラル向上のための研修の拡充	
	(4)騎手候補生に対する教育指導の強化	# 法令遵守、公正確保徹底、倫理観の醸成	▶協会	▷騎手候補生	➢地方競馬教養センターにおける騎手育成カリキュラムに組込	・関係法令、公正確保について理解を深めるための指導の充実。特に修了直前の騎手候補生への指導の強化(内容強化) ・社会人として必要な教育(内容強化) \$公正競馬、モラル・コンプライアンスに関する教育の強化、徹底		
	(5)きゅう舎関係者に対する社会通念の醸成に資する研修強化	# 社会通念の醸成	▶主催者、きゅう舎関係者、協会	▷きゅう舎関係者	➢研修会 ➢講習会・勉強会 ➢現地研修会	・ハラスメント等社会問題全般の研修を実施(新規) ・納税義務の履行等社会的責務に関する研修(新規)		
	・セクシャル・ハラスメント事案の発生 ・意図的な所得の過少申告	○法令遵守意識の欠如						

※1 ここていう「不正事案」とは競馬法違反行為を含めた不正な事案のこと。

※2 「事項」及び「発生要因」は「笠松競馬不適切事案検討委員会」が岐阜県地方競馬組合に提出した報告書に基づく。

※3 現地研修会とは、免許更新後半年を目処に調教師・調教師補佐・騎手を対象にして実施する研修。

※4 「きゅう舎関係者」とは、調教師・調教師補佐・騎手・きゅう務員の総称。

笠松所属調教師・騎手による不正事案等を踏まえた地方競馬全体で取組む再発防止策（全国公正確保対策推進会議）

地方競馬全国協会
令和3年4月23日決定

項目	事項	発生要因	地方競馬全体で取組む再発防止策					
			方針	目的	実施主体	対象	方法	実施内容
3. 外部との不正な連絡の排除と監視・管理の強化徹底	<ul style="list-style-type: none"> 騎手が調整ルームに持ち込んだ通信機器を利用し勝馬投票券を購入 騎手が業務エリアで出走馬の情報提供をし金員を收受 	○外部との不正な連絡の監視・管理体制不十分	(1)調整ルーム、騎手控室における管理強化の徹底	①外部との連絡遮断	▶主催者	▷騎手	▶開催中の通信機器の所持及び使用禁止	・調整ルーム入室から競馬開催終了まで通信機器の保管庫への預入等所持禁止（実施済） § 緊急連絡等やむを得ず使用する場合は許可制とし、舎監等が立ち会い必要事項を記録
				②通信機器の不正所持排除	▶主催者	▷騎手	▶所持物及び身体検査	・調整ルーム・騎手控室入室時に金属探知機による騎手の所持物及び身体検査（対応中） ・競馬開催期間内の抜き打ちの所持物検査の実施（対応中）
				③調整ルーム等における通信遮断徹底	▶主催者	▷騎手	▶施設整備	・調整ルーム、騎手控室に通信抑制装置、電磁遮蔽フィルム等の設置（整備中）
			(2)競馬開催時における不正な連絡遮断	①不正な連絡遮断	▶主催者	▷調教師・きゅう務員	▶通信機器使用制限	・調教師・きゅう務員の通信機器の使用について、主催者が定めた場所（主催者職員の立会、監視カメラ・集音マイク設置）に限定（対応中）
				②業務エリアの監視強化	▶主催者	▷きゅう舎関係者	▶業務エリア監視 ▶施設整備	・開催中、不審な言動をする者の確認のため業務エリアの巡回（対応強化） ・通信機器使用可能エリアに監視カメラ、集音マイクを設置（整備中）
4. きゅう舎関係者家族の遵法意識の醸成	・家族が依頼を受け勝馬投票券を購入	○きゅう舎関係者の家族に対して公正確保の啓発不十分	(1)きゅう舎関係者家族に対するモラル意識啓発	# モラル・コンプライアンス意識啓発	▶主催者及び協会	▷きゅう舎関係者の家族	▶啓発資料作成	・きゅう舎関係者の家族として理解しておくべき内容についてリーフレット作成、配布（新規）
5. 内部情報の不正な取扱いの禁止	・業務エリアで騎手同士が出走馬の情報交換	○内部情報の漏洩に関して規制不十分	(1)出走馬に関する内部情報の流出防止	# 不正行為等防止	▶主催者	▷きゅう舎関係者	▶指示事項改正	・業務上知り得た出走馬の内部情報について、競馬の安全な実施に必要な場合を除いて、他きゅう舎の関係者に対し要求又は提供することを禁止する目的の規定を新設し、研修などを通じ周知を図り、実施を徹底（新規）
6. 不正事案に関する情報処理体制の充実・整備	・きゅう舎関係者が知りえた不正事案について主催者に報告欠如	○不正事案に関する報告事項の徹底不十分 ○情報収集処理体制の不備	(1)報告義務の徹底と報告者の対象拡大	①不正行為等防止	▶主催者	▷きゅう舎関係者	▶地方競馬実施規則の厳格な運用	・きゅう舎関係者に競馬法違反行為等についての報告義務の徹底と体制の強化（対応強化） § 地方競馬実施規則（例）第102条の厳格な運用
				②不正防止に関する情報収集手段拡充	▶主催者	▷競馬関係事業者 ※5	▶契約書の改訂	・報告者の対象をきゅう舎関係者以外の競馬関係事業者に拡大し、契約等に報告条項を記載と周知（対応強化）
			(2)公益通報制度の確立	# 情報収集手段整備	▶主催者及び協会	▷情報提供者	▶制度設計	・情報提供者の保護に留意し、報告義務の徹底を補完する制度設計と運用の確立（新規）
				(3)第三者からの情報の処理体制の強化	# 情報の適切な処理と共有方法の整備	▶主催者及び協会	—	▶運用方法の整備
7. 免許、きゅう務員認定の厳格化	・不適格の疑いがある者の排除の対応が不十分	○免許権者、認定権者としての事実把握不十分	(1)主催者との連携強化による免許試験の厳格化	# 不適格の疑いがある者の把握及び排除	▶協会	▷調教師・調教師補佐・騎手	▶主催者との意見交換 ▶面接試験の厳格化	・免許者の情報を幅広く収集するため、主催者と密に意見交換を実施（対応強化） ・面接試験において、競馬法遵守の確認、指導の徹底（対応強化） ・不適格の疑いがある者について詳細な調査、追加の面接試験を実施（対応強化） § 上記取組みにより免許継続者の実態を把握し、不適格者に対して厳正に対応
			(2)きゅう務員認定の厳格化	# 不適格の疑いがある者の把握及び排除	▶主催者	▷きゅう務員	▶調査の強化 ▶面接の厳格化	・関係団体と連携し調査の強化（継続） ・認定時の面接において、競馬法遵守、公正確保について指導徹底（対応強化） § 上記取組みにより認定者の実態を把握し、不適格者に対して厳正に対応

※5 競馬関係事業者は、警備、投票業務、獣医、装蹄師、馬輸送、飼料・薬品等競馬場において事業を実施している業者。

笠松所属調教師・騎手による不正事案等を踏まえた地方競馬全体で取組む再発防止策（全国公正確保対策推進会議）

地方競馬全国協会
令和3年4月23日決定

項目	事項	発生要因	地方競馬全体で取組む再発防止策					
			方針	目的	実施主体	対象	方法	実施内容
8. 全国的な公正確保の推進の強化 (全国公正確保対策推進会議における取組)			(1)適切な情報共有と再発防止に向けた取組の推進及び検証と改善	# 主催者、協会及び競馬関係団体間で情報共有を図り、積極的に再発防止策を推進	▶主催者、全国公営競馬主催者協議会、日本地方競馬馬主振興協会、全国公営競馬調教師会連合会、全日本騎手連盟、全国公営競馬厩務員連合会、協会	—	▶ 定例会以外に重大事案発生時等に機動的に開催	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体を構成者とし、農林水産省競馬監督課がオブザーバーとして参加する全国公正確保対策推進会議（以下「推進会議」）を公正確保に関わる重大事案が発生した場合に機動的に開催し、当該事案の具体的な概要（背景、手段、要因等）について、情報を共有、全国的に必要な対応策を取りまとめ、実施を推進（対応強化） ・推進会議において、実施した再発防止策の効果を確認し、実施計画の策定、実施後の検証、検証後の修正案作成等、一連のPDCAサイクルを繰り返して実施・改善することで対策の精度を向上（継続）
9. 各競馬場の公正確保の推進の強化			(1)適切な情報共有と再発防止に向けた取組の推進	# 再発防止策を着実に実行・機能させ、不正行為を予防	▶主催者・きゅう舎関係者・協会	—	▶ 各競馬場の公正確保対策委員会において取組状況の確認及び効果検証の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・公正確保対策委員会等の開催回数を増加し、法令順守、公正確保、ハラスメント防止等に関する各種施策の取組状況の確認と推進、整備された情報処理制度、内部情報に関する規則の実効性について点検（対応強化）